

平成27年 第2回定例会

# 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成27年11月18日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会



# 平成27年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### ○招集告示

#### 第 1 号 (11月18日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○広域連合長挨拶	4
○議事日程の報告	6
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○一般質問	34
○閉会の宣告	48
○会議録署名	49
○議案等議決結果	51



千葉県後期高齢者医療広域連合告示第18号

平成27年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月4日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 志賀直温

記

- 1 日 時 平成27年11月18日（水） 午前10時00分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ  
(千葉市中央区中央港1-13-3)



## 平成27年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

### 議 事 日 程

平成27年11月18日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第 1号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 2号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 3号 平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 議案第 4号 平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 一般質問
- 

### 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第 1号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 2号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 3号 平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 議案第 4号 平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)

出席議員（44名）

1 番	しら 白	とり 鳥	まこと 誠	君	3 番	にし 西	むら 村	あつし 敦	君
4 番	いわ い	井	とも 友	子 君	5 番	ふく 福	おか 岡	しん 信	治 君
6 番	しの し	ぎき 崎	てつ てつ	や 也 君	7 番	おお お	い 井	ち 知	とし 敏 君
8 番	すず す	き 木		ゆう 有 君	9 番	もり も	かわ 川	まさ ま	ゆき 之 君
12 番	つか つ	せ 瀬	かず か	お 夫 君	14 番	たに た	おか 岡	たかし た	隆 君
15 番	ふる ふ	かわ 川	たか た	ふみ 史 君	17 番	に た	ぐち 口	ゆう ゆ	雄 君
19 番	みどり み	かわ 川	とし と	ゆき 行 君	20 番	いわ い	井	こう 康 君	
22 番	さ さ	とう 藤	まこと 誠	君	23 番	お お	ぐら 倉	やす や	靖 君
24 番	すず す	き 木	みき み	お 雄 君	25 番	なか な	むら 村	り か	香子 君
26 番	し し	みず 水	きよ き	こ 子 君	27 番	つか つ	もと 本	さち さ	こ 子 君
28 番	こ こ	すげ す	こう こう	じ 二 君	29 番	かな か	まる 丸	かず か	ふみ 史 君
30 番	た た	だ 田	やす や	たみ 民 君	31 番	た た	ぐち 口	かつ か	いち 一 君
32 番	あお あ	き 木	けん 健	じ 二 君	33 番	さ さ	せ 瀬	きみ き	お 夫 君
34 番	た た	しろ 代	かず か	お 男 君	35 番	お の	ぎき 崎	まさ ま	き 喜 君
36 番	あら あ	い 井	ただし た	正 君	38 番	うち う	うみ 海	かず か	お 雄 君
40 番	き き	うち 内	なお な	き 樹 君	41 番	ところ と		かず か	しげ 重 君
42 番	みや み	ぎき 崎	しょう 正	ご 吾 君	43 番	ぜん 善	とう 塔	みち み	道 代 君
44 番	いし い	だ 田	けん 謙	いち 一 君	45 番	かわ か	しま 島	ふ ふ	じ 子 君
46 番	はかま は	た 田	しのぶ し	忍 君	47 番	いま い	せき 関	すみ す	お 男 君
48 番	かど か	ぐち 口	あきら あ	昭 君	49 番	おお お	た わ	ひで ひ	かず か
50 番	かわ か	しま 嶋	あき あ	よし 敬 君	51 番	まる ま	しま 島	な な	か 君
52 番	の の	なか な	ま ま	ゆみ 弓 君	53 番	いし い	井	よし よ	きよ 清 君

欠席議員（10名）

2 番	いし い	がみ 上	みつ 允	やす や	君	10 番	かい 海	ほ 保	さだ 貞	お 夫 君
11 番	せい 清	みや 宮		まこと 誠	君	13 番	はやし は		かつ 七	み 巳 君
16 番	まる ま	丸		あきら あ	君	18 番	え 海	びら 老	こう 功	いち 一 君
21 番	たつ た	の 野	とし と	のり の	君	37 番	いっ い	しき 色	ただ た	ひこ 彦 君

39番 おお さわ よし かず 大 澤 義 和 君

54番 い とう しげ あき 伊 藤 茂 明 君

---

説明のため出席した者

広域連合長 志賀直温君

局長 鈴木一郎君

総務課長 嶋田善康君

資格保険料課長 増渕正君

給付管理課長 山田利朗君

局次長兼  
会計管理者 湯川和光君

総務課長補佐 齋藤幸伸君

資格保険料課長補佐 白鳥昭君

給付管理課長補佐 大滝修一君

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 高橋功 書記 加瀬充男

書記 時田弘幸 書記 木村伸弘

開会 午前10時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（森川雅之君） ただいまから平成27年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は42名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、執行部から写真撮影の申し出があり、これを許可しましたことをご報告いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（森川雅之君） これより諸般の報告をいたします。

初めに、議会運営委員会委員の選任についてであります。委員会条例第5条第1項ただし書きの規定により選任しております。

委員名につきましては、お手元に配布の議会運営委員会委員の選任についてをご覧ください。

また、委員長に香取市の田代一男議員、副委員長に芝山町の石田謙一議員が選出されましたので、ご報告いたします。

次に、広域連合長から議案の提出があり、これを受理いたしました。

また、説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、広域連合長及び関係する事務局職員の出席を求めていますので、ご了承願います。

本日の事務局出席者は、お手元に配布の説明員出席者一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

---

### ◎広域連合長挨拶

○議長（森川雅之君）　ここで、広域連合長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

志賀広域連合長。

〔広域連合長　志賀直温君　登壇〕

○広域連合長（志賀直温君）　おはようございます。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中をご出席を賜り、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、さまざまな改革議論がなされてきているところでございますが、政府の社会保障制度改革推進本部が本年1月に決定した医療保険制度改革骨子の中で、後期高齢者の保険料軽減特例の予算措置について段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すとされたところでございます。この問題については、これまでも現行制度を維持すること及びやむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることなど要望してきたところでございますが、去る11月12日に全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望といたしまして、厚生労働大臣に対する要望書を私も同席をし、提出してきたところでございます。

また、被保険者の方々にご負担いただく保険料につきまして、現在、平成28年度及び平成29年度の保険料率の算定に向けて、被保険者数や1人当たり医療給付費の見込みなどを推計しつつ試算をしているところでございます。

今後、国が定める後期高齢者負担率や、2年に1度の診療報酬の改定などが判明次第、保険料率を算定することとしており、次の定例会において提案させていただく予定でございます。

本日は、決算認定及び補正予算の計4議案を提案させていただいております。これらにつきましては、後ほどご説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

### ◎議事日程の報告

○議長（森川雅之君） それでは、本日の議事日程に入ります。

議事日程につきましては、お手元に配布の議事日程表のとおりであります。

---

### ◎議席の指定

○議長（森川雅之君） 日程第1、議席の指定についてを議題とします。

新たに当選された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、配布の議席表のとおり指定いたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森川雅之君） 日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、西村 敦議員、岩井友子議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（森川雅之君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

お諮りします。

本定例会の会期を本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川雅之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森川雅之君） 日程第4、議案第1号から議案第4号までの議案4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

志賀広域連合長。

〔広域連合長 志賀直温君 登壇〕

○広域連合長（志賀直温君） それでは、議案第1号から議案第4号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案集の1ページをご覧ください。

議案第1号、平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書をご覧ください。

1ページから4ページにありますとおり、歳入総額43億5,554万811円に対し、歳出総額は42億970万7,411円となり、歳入歳出差引残額は、3ページに記載のとおり1億4,583万3,400円となっております。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入の主な内訳でございますが、市町村からの分担金及び負担金が16億2,857万2,000円、国庫支出金が25億5,294万5,008円などとなっております。

9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出の主な内訳でございますが、2款、総務費は4億7,851万2,380円で、内容は、職員人件費等広域連合の運営に係る経費でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

3款、民生費は37億2,880万331円で、内容は、特別会計繰出金及び臨時特例基金積立金でございます。

議案集の2ページをお願いいたします。

続きまして、議案第2号、平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書21ページから24ページをご覧ください。

歳入総額5,114億4,005万9,571円に対し、歳出総額は4,960億3,907万1,125円となり、

歳入歳出差引残額は、25ページに記載のとおり154億98万8,446円となっております。

27ページ、28ページをお願いいたします。

歳入の主な内訳でございますが、1款、市町村支出金は902億887万4,378円で、内容は、保険料等の負担金及び療養給付費負担金でございます。

2款、国庫支出金は1,595億6,186万2,106円で、内容は、療養給付費等の国庫負担金及び財政調整交付金等の国庫補助金でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

3款、県支出金は394億3,773万6,526円で、内容は、療養給付費等の県負担金でございます。

4款、支払基金交付金は2,028億9,033万503円で、内容は、現役世代からの後期高齢者交付金です。

35ページ、36ページをお願いいたします。

歳出の主な内訳でございますが、1款、総務費は12億589万9,307円で、内容は、特別会計における事務経費でございます。

37ページ、38ページをお願いいたします。

2款、保険給付費は4,814億9,663万3,366円で、内容は、保険医療機関等に医療費として支払う療養給付費が大半を占めております。

41ページ、42ページをお願いいたします。

5款、保健事業費は19億9,576万5,208円で、内容は、市町村へ委託した健康診査及び市町村で実施する長寿・健康増進事業への補助金でございます。

8款、諸支出金は87億7,424万5,968円で、内容は、療養給付費負担金等の返還金でございます。

以上、平成26年度決算の概要についてご説明申し上げます。

なお、一般会計、特別会計決算につきましては、監査委員の審査に付し、適正と認められております。

決算審査意見書及び主要施策の成果の説明書については、議員のお手元に配布してございます。

議案集の3ページをお願いいたします。

続きまして、議案第3号、平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、予算総額に歳入歳出それぞれ6,373万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ48億4,624万円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入の主な内訳でございますが、1款、分担金及び負担金は、前年度繰越金の増額に伴い共通経費負担金を6,228万2,000円減額するものでございます。

次に、5款、繰越金は、前年度からの繰越金を1億2,583万3,000円増額するものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出の主な内訳でございますが、2款、総務費は、前年度繰越金の2分の1を積み立てるため、財政調整基金積立金を6,300万円増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

3款、民生費は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について、制度改正により基金へ積み立てないこととなったため、臨時特例基金積立金を28億6,200万円減額し、同額を特別会計へ繰り出すものでございます。

議案集の4ページをお願いいたします。

続きまして、議案第4号、平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書8ページをお願いいたします。

本案は、予算総額に歳入歳出それぞれ140億3,846万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,403億472万2,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、平成28年度の委託業務の実施に当たり、今年度中に契約事務を行う必要がある4件について債務負担行為を設定するものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳入の主な内訳でございますが、1款、市町村支出金は、療養給付費負担金の過年度分を2億822万円増額するものでございます。

次に、7款、繰入金は、臨時特例交付金について基金からの繰り入れは行わず、一般会計から繰り入れることとなったため、一般会計からの臨時特例交付金繰入金を28億6,200万円新設し、臨時特例基金繰入金を26億1,120万円減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

8款、繰越金は、平成26年度決算剰余金と当初予算との差額135億7,898万2,000円を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出の主な内訳でございますが、5款、基金積立金は、平成26年度剰余金を保険料調整基金に積み立てるため、26億7,742万3,000円増額するものでございます。

15ページから17ページをご覧ください。

7款、諸支出金は、平成26年度事業費の確定に伴い、市町村、国、県への返還金を増額するなど、合計113億6,104万5,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森川雅之君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、質疑については一括して行い、討論、採決は議案ごとに行います。

これより議案第1号から議案第4号までの質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

初めに、通告順に従い、岩井友子議員、どうぞ。

○4番（岩井友子君） おはようございます。船橋市の岩井友子でございます。早速議案について質問をさせていただきます。

私は、議案第2号、平成26年度特別会計決算について4点ほど伺いたいと思います。通告してある順に質問をさせていただきます。

まず、普通徴収の納付と滞納の関係なんですけれども、資料を請求させていただきました。一部の自治体で滞納者数の割合に開きがあることがわかりました。滞納が出る普通徴収の対象者は年金の年額が18万円未満の人ですから、低所得Iの階層の人数と滞納者数の比較を出してみたいんですけれども、ある自治体では25%に上る滞納者数になっていたり、ある自治体ではほとんどないという状態であったり、これを見ると納付しづらい状況があるのではないかとということが気になりました。保険料の徴収の事務にいろいろ差異が起きていて、こういうことになっているのかなというふうにも感じたんですが、実態をどう把握しているのか、問題はないのか、まず伺いたいと思います。

次に、一部負担金の減免についてです。

消費税も上がって、物価も上がって、生活が厳しいという声をたくさん聞いています。

そうした中で、医療費の負担がしきれない、そういう声もあるわけですが、この一部負担金の減免についても伺いたいと思います。

高齢者の医療の確保に関する法律の第69条に「災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって……一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる」ということで、減額や免除が規定されています。厚生労働省令では、特別な事情についてという中に、災害により著しい損害を受けたことや、世帯主が死亡もしくは心身に重大な障害を受け、または長期入院したこと、そのほかこれらに類する事由があつて医療費の支払いが困難な方について対象にしております。

本広域連合のガイドブックを見ましたけれども、この中にも、火災や災害等で大きな損害を受けたときや、事業の休廃止などで所得が大きく減少したことにより、病院などの自己負担額を支払うことが困難な場合はとも記されています。ところが、26年度、どうだったのかということで資料請求をした結果、一部負担金免除対象者数は合計で、千葉県全体で42名となっておりますが、事由は全て東日本大震災となっております。それ以外の理由での一部負担金の減免を受けている方がいなかったということです。

平成26年度、千葉県内では火災もありました。自然災害で損害も発生しております。対象はあつても制度が利用できていないと言えるのではないのでしょうか。病気、入院などで支払いが困難になっている世帯が制度を利用できないということが起きていないか、非常に心配です。なぜ制度が利用されていないのか、そのあたりについて伺います。

3点目は、短期保険証の発行についてです。

滞納したことによって短期保険証が発行されています。26年度は737人に交付されているということですが、有効期限が切れた後について、保険証が未交付となっている実態はないのでしょうか。医療保険としては保険証がなければ医療が受けられないということにもなりかねませんので、75歳以上の高齢者から保険証を取り上げるようなことがあつてはなりませんので、実態を伺っておきます。

4点目として、長寿・健康増進事業費についてです。

決算書の41ページ、42ページにある長寿・健康増進事業費です。保健事業費として支給をされています。補助金ごとの補助金交付のこの内訳については、主要な施策の成果の説明書の14ページに記載されています。幾つの団体がどの事業を利用しているのかというのが、主要な施策の14ページをご覧ください。人間ドックや、はり、

きゅう等利用助成、運動教室、肺炎球菌予防接種など補助金が出されておりますが、実施団体数や事業ごとの決算額の基準がよくわかりませんでした。こうした事業は各団体とも非常に注目をしている事業ですので、どういう基準で支出しているのか伺いたいと思います。

1 問目、以上といたします。

○議長（森川雅之君） 答弁願います。増渕資格保険料課長。

○資格保険料課長（増渕 正君） まず、第1点目の徴収事務の差異についてお答えをいたします。

まず、各市町村では、被保険者が納付しやすいように、コンビニ収納や休日・夜間の相談窓口の開設、また臨戸訪問などの実施など、いろいろな対策を講じておりますが、実施に当たっては、徴収担当部署の違いや徴収にかかわる費用等の問題から市町村ごとに異なっているものでございます。

続きまして、第2問の一部負担金の減免についてお答えをいたします。

一部負担金の減免につきましては、災害等の特別な事情があり、あわせまして非課税世帯であるとか、また市・県民税の減免を受けているとか、また生活保護基準以下の所得で保護費の3カ月以内の預貯金があるかなどの要件に該当する場合に減免することができるものとされております。

平成26年度の42件の減免者につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に対して行っているもので、所得の要件等はございませんでした。

引き続きまして、3問目の短期保険証の未交付ということで、加入者はどれぐらいいたかについてお答えをさせていただきます。

有効期限が切れて保険証を持たないということはありません。交付しました短期証の有効期限内に納付が原則的になかった方に対しても、新たな短期被保険者証を交付しまして、継続して納付の折衝を行っています。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） 山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうからは、長寿・健康増進事業についてお答えさせていただきます。

長寿・健康増進事業は、被保険者の健康づくりのために取り組む事業であります。国の基準によりまして、被保険者数の規模等に応じまして交付される特別調整交付金の範

圏内で各市町村に対し補助金を交付しているものでございます。

平成26年度につきましては、人間ドック、はり、きゅう助成、スポーツ大会等の運営費、運動教室、肺炎球菌予防接種、健康相談などの事業に対し、総額約2億3,800万円を支出したところであります。

事業費ごとの補助金額の算定方法なのですが、これは国のほうから毎年基準が示されてまいりますけれども、平成26年度の実績で申し上げますと、人間ドックとはり、きゅう助成につきましては、平成25年度の交付額に被保険者数の伸び率を乗じた額、また、肺炎球菌の予防接種は平成25年度の交付額の2分の1を上限とするというふうに上限が定められている事業もございます。それらの上限等の条件を考慮した上で、市町村の事業の実績によりまして案分をして交付するという形になっております。その結果、市町村の事業に対する補助率といたしましては、大まかに申し上げますと、人間ドックについてはほぼ100%、その他の事業ではおおむね6割程度の補助率となっておりますのでございます。

ここら辺、先ほど主要な事業ということで14ページということでしたが、概況のほうの50ページ、51ページのほうでもうちょっと詳細な内容が載っておりますので、ご覧いただければと思います。

以上になります。

○議長（森川雅之君） 再質問ありませんか。岩井友子議員。

○4番（岩井友子君） ご答弁ありがとうございました。

まず滞納と徴収事務の関係で、各自治体ごとに徴収事務にはいろいろ違いがあるということがよくわかりました。徴収、取り立てを厳しくせよというわけではないんですけれども、納付しやすい環境を整えるというのは大事なことだと思います。納付しづらくて滞納してしまって差し押さえとか、そういうことになるのはとても不幸なことなので、やはり納付環境を整えるという点では、ぜひ目配りをしていただきたいと思います。

次に、一部負担金の減免についてなのですが、所得要件がありますというのはよくわかりましたけれども、だからといって一部負担金の減免を受ける人がいないということにはならないと思うんですね。それで、私は船橋ですけれども、船橋市の身近なところの方々に聞いても、制度があることを知らない。申請をする場所というんですか、誰がこれを判断をするのかというのも実は余り明確ではないんです。ガイドブックを見ますと、市町村に相談してくださいというふうには出ているんですけれども、法律を見ると、

認定は、この法律施行規則第33条では、減額免除などを受けようとする被保険者は「一部負担金減免申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない」というふうになっているんです。申請書を広域連合に出して、そして相談は市になっていますけれども、減免の認定は広域連合が行う事務なんではないか。そのあたり、申請先は広域連合なんだということや、広域連合が認定を行うということをきちんと明確にして、どこの自治体であっても申請をすれば同一基準でちゃんと減免が受けられるわけですね。そのあたりのことをきちんと被保険者に伝える。特に対象になった方、例えば火災だとか、さまざまな災害が起きたときですとか、いろいろな事情で医療費が払えなくなった方が一番目にするのは病院などですよ。そういうところでもすぐにわかるような、そういう周知をしていただきたいんですが、まず2問目で伺いたいのは、減免の認定は誰が行っているのか、最終的な判断はどこで行っているのかということをお明らかにしてください。それと、周知方法について今後どうされるのか伺います。

それから、短期保険証のことについては、新たな短期保険証を発行しているということで、保険証のない方は今いないということが示されましたが、引き続き保険証がないという事態を起ささない、そういう事務を進めていっていただきたいと思います。

それから、長寿・健康増進事業費で、ご答弁の中で市町村ごとに案分しているというのがありました。もしかしますと、例えば新たな自治体が事業に参入をすると分け前が減るといえるか、そういう仕組みになっているのでしょうか。すみません、そのところを教えてください。

以上、2問目です。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） それでは、一部負担金の減免の認定者ということでお答えをさせていただきます。

これは、先生のご指摘とおり、千葉県広域連合で認定させていただいております。周知方法なんですけれども、パンフレットとかホームページ、市町村の窓口ではやっただくように、いろいろ過去からお願いしている経緯がございます。また引き続きお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） 山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうからは、長寿・健康増進事業についてお答えい

たします。

新たな市町村が事業を始めるとというお話なんですが、この特別調整交付金の算定の基準というのが国から示されておりまして、被保険者の数によって幾らというのが表になっておるんですね。だから、うちの場合は70万人ちょっと欠けぐらいのところまで1億4,000万というのがまず基準額として来ます。あとは、使途が決められた人間ドックについての加算金とか、それにしか使えないよというお金も来るわけなんですけど、そのもとになるパイというところは人口でもう決まっちゃっておりますので、みんながやり出すと分け前が少なくなるという関係であることは事実であります。

以上であります。

○議長（森川雅之君） さらに質問はありますか。岩井友子議員。

○4番（岩井友子君） よくわかりました。長寿・健康増進事業、この事業は、やはりできればいろいろな自治体に参入をしてほしい反面、参入すると分け前が減るという非常に矛盾をした仕組みになっているなというふうに思いました。何とか独自に改善することができないものなのかどうか、そのあたりはぜひ検討して見ていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（森川雅之君） 答弁はよろしいですか。

以上で、岩井友子議員の質疑を終えます。

次に移ります。

通告順に従い、野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 大多喜町の野中でございます。

私は、特別会計決算と特別会計の補正予算についてざっくりと質問したいと思います。

特別会計は、医療費の支払い事務にかかわる会計でして、その財源負担の設計は官民それぞれ5割ずつで、民の負担する5割のうち4割は75歳未満の年代からの支援、1割が75歳以上の被保険者の保険料ということになっております。保険料は制度設計の重要な項目ですし、被保険者にとって最大の関心のあることですのでけれども、これ、一体どのぐらいの割合でなどと思って調べますと、款として分類されておらず、予算書にも決算書にも、明細書まで広げてようやく載るという状況になっています。

それで、予算決定後に発行される連合だよりはには、毎年予算の概要ということで円グラフが載りますが、その大きな中心になる円グラフにも保険料はなくて、自治体の負

担金のところの説明として帯グラフの中に載っているという状況で、保険料の占有率というのが一目でわかりづらくなっています。市町村の国保や介護、高齢者医療特別会計では、款としてしっかり明記されていますからすぐにわかるわけです。どうして広域連合ではそういう款として扱われていないのか、素朴な疑問があります。どうしてでしょうか。

2点目ですけれども、26年度の千葉県高齢者医療の概況によると、本連合の1人平均医療費は全国平均よりも13万円前後、ずっと低いところで推移しています。全国順位も42番から44番、全国最下位クラスですが、平均保険料は全国13位と上位クラスに上がっています。この差は一体どこに原因があるのでしょうか。

3点目の質問は、特別会計補正予算です。

保険料調整基金の積み増し補正が約26億ありまして、今年度末の積立額は36億3,000万円ほどになると思います。この保険料調整基金は、本来は被保険者への償還金で個々に返さなければならないものを積み上げて保険料の軽減に使うということですから、建前上は保険料が2年で1セットになっていて、この各セットの終了時には残高がゼロになっているべきだと思うんです。ところが、毎回使い残しをしています。なぜこういうことにずっとなってきたのか。

28、29年度、連合長の挨拶の中でもありましたけれども、5期目の保険料の改定になっています。そのほか、29年度からは特例措置を段階的に外すということも聞こえてきております。被保険者にとっては厳しい状況が予想されるのですが、この保険料調整基金の今までの運用の考え方、返すべきお金を積み残してきているという、その実態について、今までの運用の考え方及び来年度以降の運用についてどう考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（森川雅之君） 当局の答弁を求めます。嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田善康君） 野中議員のご質問にお答えします。

まず、保険料が款として処理されていない理由についてのご質問でございますが、一般会計・特別会計予算につきましては、制度発足時に国からの事務連絡がございまして、予算科目設定の参考例が示されましたので、これにより科目設定したところでありまして、1款市町村支出金の中で整理しております。

次に、保険料調整基金の運用についてのご質問ですけれども、保険料調整基金につきましては、保険料算定を行った年度末時点の基金残高見込みの全額を保険料上昇抑制に

活用することとして、次期の特定期間の2年間で使い切るように保険料率を算定しております。しかし、結果としましては保険料調整基金に積み立てる保険料の剰余金が発生しておりますが、これにつきましては、保険者として健康保険を健全に運営するためにはやむを得ないものであると考えております。来年度以降の運用についても同様の考え方であります。

以上です。

○議長（森川雅之君） 増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） 1人当たりの保険料額についてお答えをいたします。

1人当たりの平均保険料の額は、1つには低所得者に対します均等割の軽減措置の適用を受ける被保険者の状況により左右されます。すなわち、所得の低い方が多く軽減額の割合がふえますと保険料は少なくなります。反対に、所得の高い方が多く軽減額の割合が少なくなると保険料は高くなります。千葉県につきましては、大都市圏に位置しまして比較的所得の多い方が多いことから、所得割にかかわる保険料が相対的に高くなり、全国順位を引き上げているものと思われま。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） 再質問はありますか。野中議員。

○52番（野中眞弓君） 保険料が款にならないのは国からの指定だということですがけれども、これは連合の独自性でできないものでしょうか。例えば、広報に円グラフを載せるときに保険料の部分をきちんと自治体の負担金の中ではなくて入れること、それから、制度設計どおりに予算が設定されているのかということが一目瞭然になるような報告をしてほしいなと思うんです。計算してみますと、大体制度設計5割が民、若い国民の側の負担となっているんですけれども、大体千葉県の場合は、保険料と支援金の合計と、それから基金の繰り入れを合わせると51%と、民の負担のほうが多くなってきているような気がするんです。額に直すと1%を超えるというのは、50億前後のお金が負担超過ということで、我々庶民にとっては小さくない額だと思うんです。そのところで、見る人が報告を受ける、我々が一目瞭然でわかる、そういう取り扱いにさせていただくというのはできないものでしょうか。

2つ目の質問は、医療費と保険料の整合性ということですがけれども、逆に考えて、保険料は高いのに、なぜ医療費は千葉県の場合はこんなに低いのか。どこか問題があるのではないかということをおもうのですけれども、その辺はどうでしょうか。医療費が低い

原因についてどのように考えるのか、伺いたいと思います。

そして、基金の問題ですけれども、2年間で使いきるようにというふうにおっしゃいましたけれども、何かそのようには思えないんです。でも、基本的にはきちんと被保険者に保険料の残りは返しきる、先ほど制度安定のために剰余金が出るのは仕方ないとおっしゃいましたけれども、1年間動いていて剰余金が出て、その次の年にそれをまた基金に持っていく、積んでおくというのは、それはわかりますけれども、やはり毎年何億というお金が基金の積み立ての中に残っているのを見ますと、複雑な、許しがたい気持ちを抱かざるを得ません。完璧に保険者に戻していただきたいと思います。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田善康君） 野中議員の再質問にお答えいたします。

款の設定を連合独自でできないかといった趣旨のご質問、ご指摘だと思いますけれども、予算の科目の設定につきましては、自治法の規則等によりまして、その性質に応じて設定することとされておりまして、広域連合の場合は、保険料については広域連合が被保険者の皆様から収納するという仕組みではなく、市町村で保険料を集めていただいて、それを広域連合に負担金として納めていただくという仕組みであるので、このような形になっていると思っております。

それから、広域連合だよりで歳入の円グラフでも市町村支出金という形で書かれていてわかりづらいというご指摘をいただきましたけれども、直近の例で言いますと、確かに円グラフ上では市町村支出金というふうにしか表記されていないんですけれども、そこに吹き出しのような形で追記してございまして、そこには保険料負担金ということで括弧書きで、皆様からの保険料ですということで内訳として記載しております。

次に、保険料調整基金が過大ではないかといった趣旨のご質問だと思いますけれども、これにつきましては、例えば保険料が毎年何十億と余っているのではないかというようなご指摘だと思うんですけれども、確かに金額としてはとても大きなものだと思うんですが、逆に一方で、医療給付費も毎月390億というような額の大きさであります。これを考えますと、何十億と余っているんじゃないかというご指摘もあるかもしれないんですけれども、医療給付費の大きさから考えますと数日分の額になると思います。ですので、こちらとしては医療給付費を過大に見積もったわけではないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（森川雅之君） 山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうからは、給付管理課ということで、医療費が安いということについて、ちょっと直接的なお答えができるかどうかわかりませんが、今うちのほうでデータヘルス計画という保健事業の実施計画をつくっております、千葉県の現状等をいろいろな資料を使いながら調べておったところなんです、その中で、やはり私どものほうも給付している関係で、全国平均よりもすごく安くて44位とか42位とか、その辺をいっているというのがどういうことなんだというふうに資料を調べてみたところ、ちょっと古い資料になってしまうんですが、厚労省のほうが平成23年度の患者調査というのをやっておりまして、都道府県別に人口10万人当たりで何人お医者さんにかかっているかというような調査を行っております。ある1日を区切ってお医者さんに行っている人、10万人当たりという数字なんです、全国平均では1,068人という数字なんですけれども、千葉県は745人しかかかされていないということで、こちらにおいても全国で第45位ということで、これは全人口の年齢階層別なんです、75歳以上の後期高齢者の部分を除いても低い値になっております。千葉県の方は余りお医者さんにかかされていないというのが一つの状況にあります。

また、今、健康寿命というのが大分話題になっておりますけれども、平成22年の数値であります、千葉県の健康寿命、男性が71.62歳、女性が73.53歳となっております、全国的な順位では男性3位、女性27位と、健康寿命は非常に良好な状態であります。平均の寿命と健康寿命を引いた差が長ければ長いほど、平均寿命と健康寿命の差が男女ともに全国平均より短くなっている、元気でいられる時間が千葉県は長いということになるんだと思います。ということで、お医者さんに余りかかされていないこと、お元気であることが一つの要因ではないかなと考えているところであります。

以上であります。

○議長（森川雅之君） さらにありますか。

○52番（野中眞弓君） 今、千葉県は健康寿命も長くてという話もありましたけれども、千葉県の医療の基盤が薄いと言われていたという面もあると伺っております。人口当たりの医師とか病院の数、ベッド数などが少ない、あるいは医者に行くための公共交通機関がどんどん衰退していて、高齢者が医者に行きづらい、医者にかかりづらいという基盤があるのではないかと。そういうことに対して連合として、県は、県立病院などの縮小をどんどん図っているようではございますけれども、県民の医療にかかる権利と言うと大げさなん

ですけれども、本当に必要なときにきちんとかかれる条件整備を整える、医療の基盤の縮小を図るようなことはするなというような要望を出していくような考えはないでしょうか。

それと、基金の問題ですけれども、これは全額被保険者に返すべき問題であって、医療費がどうののことではないと思うんです。そのために使うお金ではありません。ですから、どこかで基金をしっかりと使い切る、そして100円でも200円でも保険料を引き下げる、そういう努力をすると約束していただけないでしょうか。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。鈴木事務局長。

○局長（鈴木一郎君） 医療機関の整備について、千葉県当局のほうに広域連合として要望すべきではないかというようなお話がありましたけれども、その点についてお答えいたします。

私ども広域連合は、あくまでも医療保険者の立場でございますので、基本的には被保険者の方が医療機関に受けた療養給付費を支出する、それに要する経費について国、県、市町村等からの負担金、それから保険料で財政運営をするというのが基本的な立場でございます。医療機関の整備の責任主体としては国及び千葉県当局のほうでございます。千葉県のほうの状況は現在、皆様もご存じだと思いますけれども、保健医療計画の中で医療機関の整備の計画を立てておりまして、現在、国の指導のもとに、その病床数の見直しということで保健医療計画の見直し作業をしているというふうに聞いております。その中で確かに、野中議員がおっしゃったように、病床数が人口比に対して千葉県は若干少な目だというようなこともあろうかと思っておりますので、その辺は県のほうで今後検討すべきだと思います。

私ども保険者としては、機会があれば県当局のほうに対して、後期高齢者が安心して医療機関に通院、あるいは入院できるような体制整備等について要望することについて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） 嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田善康君） 保険料調整基金の関係でございますけれども、こちらにつきましては、一定の期間で剰余が出た分について、ほかの目的に使ってしまうわけではございませんので、次期の保険料を最大限抑制すべく、こちらの剰余金を使うこととしております。ですので、保険料をなるべく安く抑えられるようにという趣旨で活用しております。

ますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（森川雅之君） 以上で、野中眞弓議員の質疑を終えます。

次に移ります。

通告順に従ひ、石井芳清議員。

○53番（石井芳清君） 御宿町の石井です。初めてでございますので、よろしくお願ひいたします。

議案第1号、一般会計であります、10ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員人件費、職員手当等という中に、時間外勤務手当274万1,179円ということで決算されておりますが、まず、この詳細を求めます。

そしてまた、決算でございますので、平成26年度における有給休暇の取得状況、そしてまた人事行政の運営等について公表を求めたいというふうに思ひます。事前に問い合わせをいたしましたところ、ホームページに載っておるといふようなお話を伺いましたが、一昨年度のものまでしかまだ載っておらず、それを見ますと、平成26年12月1日ということで管理者より運営等の状況が報告をされております。これは法定ということではないというふうにも思ひますので、一般的には第3回定例会、12月議会というふうにも言われておりますけれども、本連合は11月ということでもありますので、やはり決算に合わせてこうしたものの帳票の調整を終えて、決算と同時に提案説明をいただくということの中では、この調整日程を繰り上げる必要があるのではないかというふうに思ひます。

2点目ですが、14ページですね。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、広報公聴費、13節委託料、その中にホームページ作成システム保守委託料216万円、ホームページリニューアル業務委託料737万5,320円ということで決算調整されておるわけであります。

それで、この本年度のと申しましうか、26年度の新規事業でありますホームページのリニューアル事業でございますが、これは広域連合ホームページの情報公開のページ、こちらに詳細が載っておりましたので、本日コピーを持ってきてございますが、これを参照した上で、契約事務についてであります、こちらには公募型プロポーザルという手法をとられたということで、でき上がったホームページも、47都道府県きれいに見たわけではありせんけれども、そういう面では努力があるなということで、これは評価をさせていただきたいと思ひます。

しかし、この公募の結果ですよね。3社の応募があり、審査項目は16項目ということで、各項目の審査点、ここに大きなばらつきがございますが、合計が400点満点で、A社が結果として354点何がし、B社が351点何がし、C社が351点何がしということで、これはたまたま結果が僅差になったということで、厳正な審査が行われたものだというふうに理解をしております。

問題は、この提示金額でございます。平成27年3月31日までの委託料が819万7,000円ということで提示されております。そしてまた、それ以降の5カ年の賃貸借料が1,040万400円という金額が提示をされております。非常に詳細な提示金額になっております。消費税込みということもございますが、これだけ細かい提示金額の積算ができる事務能力があるとすれば、逆説的に申し上げさせていただければ、今回のCMSベース、非常に高度な作業ですね。これをいわゆる積み木のようにブロックに積み重ねてホームページができるということで、高校の、例えばコンピュータークラブ程度の知識・能力があれば、本連合のホームページは十分に構築できる。逆に言えば、今回の公募を大学に限ってする。後の保守管理は別にしても、そういうことができればもっと安価に、一般質問にも出しておりますけれども、もっと目的にかなったものができるのではないかなというふうにも思います。特に今回の事業委託はゼロからの構築ではなくリニューアルであるので、再構築ですよね。なおさらだというふうに思うわけでありませう。

そして、この今回のホームページでありますけれども、リニューアルされたホームページは1カ所エラーがあります。トップページの上に「サイトマップ」という項目がありまして、そこをクリックすると本連合のホームページの全てが俯瞰できるんですね。その中で「例規集」という項目がございます。ここをクリックして、その閲覧をしようとすると、英語でアクセス権限がないという表記が当時ございました。もう既に直していると思っておりますけれどもね。

それは結構なんですけれども、もう一点は、新着情報の表示が曖昧です。トップページの上に「新着情報」という欄がありまして、例えばこれを作成した時点、2015年11月9日更新では、「平成26年度 千葉県後期高齢者医療の概況」というのがトップページの「新着情報」の一番上にあります。それをクリックすると、当然そのページを見ることが可能なんですけれども、トップページにいろいろな部署があるわけですから、例えば「後期高齢者医療制度」、「千葉県後期高齢者医療広域連合」、「広域連合議会」、「よくある質問」、「広報資料」と大きく5つに分かれています。そこから入っ

ていくと、また新着情報が出てくるんですね。ところが、そこの新着情報には、今申し上げた、平成26年度、今回私どもに渡された本連合の概況が新着情報としてありますよと載っていないんです。私、ここのページは不要だと思うんですね。いわゆる2階層目から行くと、新着のページは探し出せないような状況になっているということだと思うんですね。これは事実と相違ないかということですね。

以上の内容では、とても完成されたホームページとは私は言えないと思いますね。このような不完全な成果品をもって契約事務を終了としているのであれば、本連合、もう今年の歳入は5,000億を超えましたね。5,000億を超えた、この財政と事務の運用をほぼ全て電子計算機、ブラックボックスですね——これを使って行われている現在、契約事務、一般事務を執行する全ての信頼が揺らぎかねない事態だと言わざるを得ないというふうに思うのでありまして、連合長の見解を聞きたいというふうに思います。

次に、特別会計、議案第2号でありますけれども、36ページ、1款総務費、1目一般管理費、電算事務費、13節委託料であります。これ、たくさんの項目があるわけですが、委託というのは一般的に契約をもってなされるというふうに考えられますが、その手法、そしてその単価の妥当性の担保、そして、この中にシステムプログラム改訂増補対応という項目がございますが、その事務内容について伺いたいというふうに思います。

2つ目、質問を予定してありましたけれども、これは時間の関係もございますので、答弁書を調整していただいているというふうに思いますが、次回以降にしたいというふうに思います。

1回目の質問は以上です。

○議長（森川雅之君） 当局の答弁を願います。志賀広域連合長。

○広域連合長（志賀直温君） ホームページのリニューアルの業務に対してのご質問でございましたけれども、これらに対して不備があるということであれば、それは確認の上、当然修正を求めなければいけないというふうに思っております。そういった形の中で、今後また取り組みをしていくという考え方でいきたいと思っております。

また、それをもって、契約事務を初めとした他の事務の執行については、関係法令にのっとって適切に行っているところでございますけれども、今後とも連合に対する信頼が揺らぐことのないように努めていくことが必要だというふうに考えております。

その他のご質問については、担当部署からお答えをさせます。

○議長（森川雅之君） 嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田善康君） ご質問にお答えします。

まず、時間外手当の詳細についてのご質問でございますが、広域連合で直接給与をしている11名分の合計額でありまして、時間数で申しますと合計1,123時間分となります。このほかに、派遣元で給与を支給していただいている18名分がございまして、額に申しますと256万4,883円、時間数では1,104時間となっておりますが、こちらについては時間外手当のところではなく、事務局職員給与等負担金の中に含まれる形となっております。

続きまして、平成26年度における有給休暇の取得状況についてのご質問ですが、広域連合の職員は、千葉県と県内の市町からの派遣職員の合計39名でありまして、原則として毎年20日間の年次有給休暇が与えられております。繰り越しを含めると最大で40日間の取得が可能となります。

取得の状況につきましては、平成26年度において職員1人当たり平均で11.5日を取得しております。

次に、人事行政の運営の公表についてのご質問ですが、人事行政運営の状況につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例という、この条例の規定に基づきまして毎年度公表することとしております。広域連合ホームページにも掲載しておりますが、現在は平成25年度分が最新のものでありまして、平成26年度分につきましても今月中に公表を行う予定でございます。

次に、電算事務委託の契約手法、単価の関係のご質問でございますが、契約手法につきましては入札や随意契約にて行っておりまして、単価の妥当性の担保につきましては、他の広域連合との比較や複数業者から見積書などを徴収するなどによりまして精査しております。

次に、システムプログラム改訂の関係のご質問ですが、この内容は、後期高齢者医療事務を行う電算処理システムにつきまして、法改正に伴いまして保険料の軽減拡充や高額療養費の算定方法の変更に対応するべくプログラムの改訂を行っております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） さらに質問はありますか。石井芳清議員。

○53番（石井芳清君） 御宿町、石井です。

まず、時間外手当、それから有給休暇の取得等でございますが、今説明いただきまし

てよくわかりましたと申しませうか、いわゆる直接給料、また負担金型ということで、2つの例があるということで、合計しますと29人で2,227時間余り、金額にして530万円強という回答だったというふうに思います。それから、有給休暇については11.5ということで、昨年度よりも下がっているということになりますね。

それで、この時間外なんです、詳細ということで説明を求めたわけでありませうけれども、どういう性質の時間外で、いわゆる時間外勤務というのは上司の命令をもってなすということですよ。ですから当然職務命令があるわけですよ。どういう種類のものがあるかということをご答弁いただきたいといます。

それで、人事運営等の状況を見ますと、本連合の職員数は、管理者が50名と定めていますよね、連合長。39名ということでありませうから11名欠員。本連合は50名の職員をもってなすということを連合長が定めたわけですよ。これ、時間外、それから有給休暇が取得できないのは当たり前なんじゃないですか。これでよろしいんですか、連合長。そういうことになりませうか。50名というのはあなたが定めたわけですよからね。

この時間外というのは上司の命令をもってなすというわけでありませうから、一般的に、うちの町の役場もそうなんですよけれども、サービス残業と申しませうか、そういうものも現実的にはかなりあるというのが実態だと思います。特にここは保険者ですから、若い職員の皆さんがこういう働く状況の中で、最終的に、大きな広い意味で言っ、後期高齢者の方が負担するんじゃないやありませんか。健全な働かせ方をしなければならないんじゃないんですか。労働衛生面からも、それは指摘されているのではないのでしょうか。やはりきちんと50名と定めた、きちんと時間内に仕事が終わるような人員計画を立てるべきじゃないのでしょうか。これが私のこの質問の趣旨です。

それから、もう一つでありませうけれども、ホームページ等でありませうけれども、他団体の参酌をしたというようなご答弁があったというふうに思います。それから、一般会計も特別会計もさまざまな電算委託がございますよね。これも他の連合を参酌したということで、例えば千葉県の広域連合がA連合、B連合、C連合の参酌をした。A連合、B連合、C連合はどこの参酌をしたかということ、千葉県の連合を参酌したと。笑い話にもならないやありませんか。ほかの業者にも見積もりをとるということもありませうけれども、ほとんどが、たしか国保連合会。電算事務委託、独占契約やありませんか。違いますか。それが悪いと言っているわけやありませんよ。そこの担保をどうされるんですか。単価は幾らなんですか。これは見積もりをとるという話じゃないと思うんで

すね。明確な説明責任が必要じゃありませんか。私たちは5,000億円を運用しているんですよ。違いますか。

先ほど保険料の話が出ましたけれども、私の地域というのは御宿町なんですが、千葉県最低賃金を形成している地域です。最低年金者がたくさんおられます。年金が減らされた中で、3食の食事を2食、1食にまで減らしている方がおられます。しかもこれは普通徴収以外は全部、これを見ていると歳入欠損がないじゃありませんか。ほか、例えばこの前の国保、80%台の徴収率、普通じゃないですか。そういう大変な思いをして国民、県民は料金、税を納めていただいているわけじゃありませんか。もっと緊迫感のある仕事をしなければいけないんじゃないですか。そしてまた、管理者はそのための職員配置をすべきじゃないんでしょうか。答弁願います。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田善康君） 石井議員の再質問にお答えします。

まず、時間外勤務の内容、詳細ですけれども、時期によりましてやはり繁忙というものがございまして、例えば予算決算の時期でありますとか、毎年決まっている処理である、もしくは、例えば大きな会議があつて事前の準備が必要だといったようなもので時間外勤務が発生しているものでございます。

それから、定員についてなんですけれども、定数上の人数は50人ではないのかというふうなお話だと思いますが、こちらの50人というものは、基本的には上限を定めたものというふうに認識しております。実際に配置する人数につきましては、業務量を勘案し、また職員を派遣していただくことになる市町村と協議した上で、現在は39人としております。しかし、日々の業務量というのは必ずしも一定しているわけではございませんので、時期や日によってはある程度の時間外勤務の発生というのはやむを得ないのかなというふうに考えております。いずれにしても、過度な時間外勤務の発生などがないように、サービス管理に注意してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（森川雅之君） さらに質問はありますか。答弁漏れがあつた。嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田善康君） 電算事務契約書の単価等でございますけれども、こちらはなるべく参考となる情報を集めて精査しているということでご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（森川雅之君） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清君） 御宿町、石井です。

やむを得ないというような発言がございましたけれども、私、50名までふやせと最初から言っているわけじゃないわけでありますので、やはり適正な人員というのをいま一度精査する必要があるんじゃないかというふうに思います。

そしてまた、特に電算事務の委託契約等、非常に不明瞭な答弁だったろうと思います。今般、決算議会ということで、前回は協議会ということで詳細な決算状況についての説明もいただいたところではございますけれども、やはりこの5,000億の運営について、私たち議員というのは住民から付託をいただいておりますので、議長に議事運営について提案がございます。それは、やはり1つは事務の精査について、もう一つは、この議事運営ですね。一般的に町村以上の議会等においては、決算委員会、それから予算委員会という特別委員会をもって詳細な調整をされているというふうに伺っております。ですから、これはぜひ議会運営委員会において調整協議をいただきたいということで質問を終わりたいと思います。それについての答弁をいただければと思います。

○議長（森川雅之君） 答弁のほうはよろしいですね。

そうしましたら、私のほうから議事運営の件で、仰せのとおり、議会運営委員会で決算等の特別委員会を設置すべきかどうか検討させていただきます。

次に、通告順に従い、谷岡 隆議員の質疑を許します。

○14番（谷岡 隆君） 習志野市の谷岡 隆です。よろしくお願ひします。

私は、議案第2号、平成26年度特別会計歳入歳出決算について2点伺います。

第1に、保険料の滞納者数の推移、滞納事由の傾向を伺います。滞納事由を把握していないのであれば、広域連合として実態調査をすべきと考えますが、広域連合長の見解を伺います。

第2に、平成26年度の保険料改定に当たって、私は、財政安定化基金、これを活用して保険料値上げを抑制することを要望しました。全国後期高齢者医療広域連合協議会も、保険料抑制財源として財政安定化基金の活用を主張しています。ついては、平成26年度における全国の都道府県の活用状況を伺うとともに、千葉県広域連合が活用しなかったことをどのように総括しているのか、広域連合長の見解を伺います。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（森川雅之君） 答弁を求めます。志賀広域連合長。

○**広域連合長（志賀直温君）** まず、第2号議案でございますが、実態調査につきましては、広域連合と市町村との役割分担の中で、徴収事務を行っている市町村において生活実態を十分に把握した上できめ細かな対応を行っているという現状でございますので、広域連合として実態調査を実施することは考えておりません。

次に、同じ第2号議案でございますが、財政安定化基金について活用しないということをご総括しているかということでございますが、これにつきましては、基金を管理する県と協議をした結果、基金本来の目的でございます保険料の不足や医療給付費の増加などの財政リスク回避のために活用するということといたしまして、保険料率の抑制には活用しないということといたしました。

以上でございます。

○**議長（森川雅之君）** 鈴木事務局長。

○**局長（鈴木一郎君）** 平成26年度における財政安定化基金について、各都道府県がどういうふうにご利用したのか、活用状況についてのご質問にお答えいたします。

全国の広域連合について26年度の状況を調査したところ、保険料上昇抑制のために財政安定化基金を活用した広域連合は全国で11団体ございました。

以上でございます。

○**議長（森川雅之君）** 増淵資格保険料課長。

○**資格保険料課長（増淵 正君）** 滞納者の推移についてお答えをいたします。

滞納者数につきましては、平成24年度1万2,317人、平成25年度は1万4,097人、平成26年度は1万3,745人でございます。

滞納事由の傾向ということでお答えさせていただきます。

75歳の年齢到達により後期高齢者医療に移行する場合や、所得変更による保険料の増額によりまして特別徴収から普通徴収に切りかわったことにお気づきにならず、滞納される方が多くいらっしゃいます。

以上でございます。

○**議長（森川雅之君）** 谷岡 隆議員。

○**14番（谷岡 隆君）** どうもありがとうございます。それでは、2回目の再質問を行わせていただきます。

志賀広域連合長におかれましては、今年度の全国協議会副会長を務められているということで、財政安定化基金の活用と保険料負担の軽減については重要性を認識されてい

と思います。平成26年度においては活用されなかったというのは残念なことです、今後の重要課題として取り組んでいただきたいと、これは要望とさせていただきます。

次に、保険料の滞納事由の実態調査は、75歳以上の高齢者の厳しい生活実態を把握し、施策に反映させるために有効であると考えています。この件については、私は毎年事由別滞納件数、所得階層別滞納件数などを調査することを求めています、これは今後の保険料改定作業でも考慮しなければならないことと考えています。改めて滞納状況の実態調査を強く要求しますが、これも今日は要望にとどめておきたいと思います。

私が今日、被保険者の実態調査に関する再質問で取り上げたいというのは、先ほど答弁のほうにも出てきましたけれども、苦しい生活実態以外に滞納が発生しやすい要因があるのではないかとということです。

先ほどのお話にもあったかと思いますが、国民健康保険の高齢者が75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度に新しく加入した場合、誕生日が4月から6月の方は7月に保険料が確定し、7、8、9月は納付書または口座振替となり、10、12月、2月は基本的に年金天引きとなります。誕生日が7月から12月、そして1月から3月の方は誕生日の翌月に保険料が確定し、翌年度途中から年金天引きとなります。それまでの間は納付書または口座振替で保険料を納めます。そうなりますと、65歳から74歳の国民健康保険料の年金天引きと後期高齢者医療制度の年金天引きのはざまに納付書または口座振替による納付の期間が数カ月続くということになります。私も議員として住民の方々、高齢者の方々の生活相談を受けていますと、このはざまの期間に、その仕組みがわからなくて滞納してしまい、特に低所得の方は後で滞納分をまとめて払うのが難しくなってしまうという相談が少なくありません。平成26年度もこのような納付方法のわかりにくさから生じる滞納があったと考えられますが、これもきちんと数を把握して、どれぐらい発生しているのかということをもとにして対応策を考えるべきではないかと思います。そういった実態把握の調査というのも必要ではないかと思いますが、当局の見解を伺います。

あともう一点、先ほど財政安定化基金の話をしました、私は、平成26年度の当初予算の討論の中では、先ほど野中議員が取り上げました保険料調整基金、これを保険料値上げの抑制のための財源として全額投入するということについては評価させていただきました。ただ、決算ベースで見ると積み増しがある。これは結局、当初予算での保険料調整基金は全額入れて、結局決算では実態としてはそれ以上に積み増しが進んで

いるということなのか、当初予算ベースと決算ベースでどう数字を見ればいいのかというのが、先ほどの質疑を聞いていてわかりにくかったので、その点についてご答弁いただければと思います。

○議長（森川雅之君） 増渚資格保険料課長。

○資格保険料課長（増渚 正君） 先ほど、高齢者の滞納の実態という質問の内容だと思います。その件についてご答弁申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、広域連合で行う業務と市町村で行う業務が法的に分断されているというのは連合長からお話があったとおりでございます。それに従いまして、保険料の滞納と徴収に関しての業務については市町村が行うことになっておりまして、したがいまして、それぞれの市町村が実態の把握をさせていただいて適正処理させていただいていると考えております。低所得者の方についても十分配慮していただいたり、十分な相談をしていただきながら納付に結びつけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） 嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田善康君） 調整基金の関係でございますけれども、予算と決算とでわかりづらいといったご指摘、ご質問だと思いますが、予算上は保険料調整基金を全額使うということで財政運営に当たりまして、ただし、結果としてまた当該年度に剰余金が発生したものを基金に積むという運用となっております。

以上であります。

○議長（森川雅之君） 谷岡議員。

○14番（谷岡 隆君） 今答弁のあった保険料調整基金については、保険料算定に当たって、当初予算ベースと決算ベースとでちょっと金額的に開きがあるというののもいかなものかなと、それは後で討論で述べさせていただきたいと思います。

最初の再質問のほうで触れました75歳の誕生日と年金天引き開始の時期のずれによる滞納発生、これは市町村任せではなく、やっぱり客観的な調査の上で対応策をとるのがよいと考えます。これは、各市町村にどれぐらい発生しているのかというのを問い合わせれば、この点についてはできるのではないかと思います。これは全県的に少くない事例だと思うんですね。

私も、インターネットで全国の市町村などのお知らせの仕方などを調べてみましたが、やっぱりホームページで注意喚起をしているという市町村が幾つか見られます。ただし、

広報とか案内文書、またインターネットというような形での文字情報だけでは、やっぱり高齢者の方はどうしても見落としてしまったり、お年を召していらっしゃるから混乱してしまうという高齢者もいらっしゃいます。このはざまの期間に滞納したケースがやっぱり少なくないということは当局のほうも認識されているかと思いますが、ただ督促状を送り続けるというのではなく、そういったケースが少なくないわけですから、滞納者を早く訪問して、納付方法に誤解があるのだとすればきちんと説明してあげるといふべきではないでしょうか。私も、地元の習志野市ではそういった取り組みを提案したいと考えておりますが、広域連合からも各市町村へ、特にこのようなケースでは訪問して説明するというやり方を働きかけ、そして滞納額が膨れ上がらないようにうまく持っていくということを考えてはどうかと思いますが、最後の質問とさせていただきます。

○議長（森川雅之君） 増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） 先生のおっしゃるとおり、早期の段階から滞納を減らしていくようにということで、いろいろ市町村ではご苦労されていると思うんですけども、さらにそれを進めていただくようにしていただきたいと思っております。したがって、今後市町村に対して、その辺の配慮とかをしていただくように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） これにて質疑を終了いたします。

次に、議案第1号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

石井芳清議員、ご登壇ください。

〔53番 石井芳清君 登壇〕

○53番（石井芳清君） 御宿町、石井です。平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論を行います。

1点目は、職員の労働環境、労働衛生の観点から、職員の時間外労働が対象29人で、合計2,227時間、金額にして530万662円であり、有給休暇の取得状況は6割ということでは、人事行政が適切であるとは言えない。休暇をとりたくても、次の日に1日分の仕事が残っている。また、時間外労働は上司の命令によってなすものであり、サービス残業があるのではと推察される。

若いときの無理が、結果的には高齢者の健康状況、ひいては保険料にはね返ることも

考えられる。もともと本連合の定数は50名であり、職員数39名と連合長がみずから定めた定数から11名も欠員になっており、過重な労働を強いていると解され、改善を求めらる。

2点目は、契約事務についてです。

ホームページのリニューアル事業は、不完全な成果品をもって契約事務が終了しており、5,000億円を超える財政と事務の運用ほぼ全てを電子計算機を使って行われている現在、契約事務、一般事務の執行、全ての信頼が揺らぎかねない事態であり、根本的な事務改善が必要と認められる。

以上の理由から、一般会計歳入歳出決算の認定について反対の討論を終わります。

○議長（森川雅之君） 議案第1号については、ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第1号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（森川雅之君） 起立多数。

よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

谷岡 隆議員。

〔14番 谷岡 隆君 登壇〕

○14番（谷岡 隆君） 習志野市の谷岡 隆です。

議案第2号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をします。

後期高齢者医療制度は、年金生活者や低所得者が多い75歳以上の高齢者を、それまで加入していた公的医療保険から無理やり引き離し、別立ての医療制度に囲い込み、負担増と差別医療を押しつけるという世界でも例のない制度となっています。政府がその根本的欠陥に目を向けず、制度を存続させていくことには問題がありますし、来年度に向けて財政安定化基金を投入したとしても、いつかは行き詰まってどうにもならなくなると思います。

75歳以上の高齢者は収入が限られてしまい、厳しい生活状況にあります。その高齢者の命にかかわる後期高齢者医療制度では、制度が当面存続する以上、保険料の負担を軽減し、医療を受けやすくすることが鉄則ではないでしょうか。ところが、平成26年度は保険料の値上げが実施されました。私は、平成26年度当初予算の討論において、千葉県広域連合が保険料調整基金の繰り入れによって保険料率の上昇抑制に努めるとした予算提案をしたことは評価をいたしました。しかし、決算ベースで見ると、逆に積み増しが進んでおり、保険料率の算出方法に疑問を持つものであります。端的に言えば、高く設定し過ぎているのではないかというように考えます。

また、財政安定化基金は活用されず、結果的に均等割額が1,300円の増、所得割が0.14%の増、そして1人当たりの平均保険料年額は1,064円、1.6%の増となりました。本日の答弁によれば、平成26年度において保険料を払えない滞納者数は1万3,745人です。短期保険証の発行は737人です。75歳以上の人口増加と医療費増が保険料に直接はね返る仕組みとなっているため、高齢人口を多く抱える千葉県では基金等を有効活用しない限り保険料の値上げが避けられません。生活保護基準以下の低所得者であっても均等割額を徴収される仕組みとなっています。このままでは、収入の限られた高齢者の負担は重くなるばかりです。

高齢者に冷たい現行制度の弊害を少しでも軽減するには、高齢者の実態把握に努め、保険料軽減などの取り組みが必要となります。しかし、千葉県広域連合では、その実態を把握するための所得階層別の短期保険証発行状況も、保険料の事由別・所得階層別の滞納状況も把握していません。75歳以上の高齢者の実態をきちんと把握し、高齢者の困難軽減に力を注ぐこと、来年度の保険料改定に向け、財政安定化基金などの活用による負担軽減を検討することを求め、討論を終わります。

○議長（森川雅之君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて議案第2号の討論を終結します。

これより議案第2号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（森川雅之君） 起立多数。

よって、議案第2号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第3号の討論に入りますが、通告はありませんので、討論なしと認めます。  
これより議案第3号 平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第1号)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川雅之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の討論に入りますが、通告はありませんので、討論なしと認めます。  
これより議案第4号 平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算  
(第2号)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川雅之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、上程された議案の審議を終了します。

これより暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定しております。

それでは、休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時01分

○議長（森川雅之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### ◎一般質問

○議長（森川雅之君） 日程第5、これより一般質問を行います。

申し合わせにより、一般質問の質問時間は、答弁を含めて1人15分以内とし、質問回数は3回以内と定められております。質問については、執行部側の答弁時間を考慮して

質問されますようにお願いします。

それでは、初めに、通告順に従い、岩井友子議員の質問を許します。岩井友子議員。

〔4番 岩井友子君 登壇〕

○4番（岩井友子君） 船橋市の岩井友子です。一般質問を行わせていただきます。

基準収入額適用申請について伺います。

医療費の自己負担の割合が3割となっている被保険者のうち基準収入額適用申請をすることで1割になる場合があります。対象になる被保険者に、平成27年8月以降の医療費の負担割合についてという、こういう文書と申請書が送られているところです。ところが非常にわかりづらい。

まず、ずっと制度の紹介が来まして、最後のほうにようやく、あなた様は、世帯内に平成27年度の市・県民税課税所得が145万円以上である被保険者がいることにより負担割合が3割となりますが、世帯の状況に応じた収入総額の合計額が一定の基準を下回ることから、その旨を申請していただくことにより負担割合を1割に変更できますというふうに書かれているんです。この通知を受け取った80代の女性の方なんですけれども、よくわからないまま大切にしまっておきまして、入院することになって、3割負担だととても大変だということで相談があり、申請をしていけば1割でよかったのにとということになりました。いろいろ聞いてみましたら、該当になる方にはこの通知が送られているんだそうです。丁寧に、あなたは申請をすれば3割が1割になりますよという趣旨の通知が送られているんですけれども、それが受け取った人には伝わらない、そんな状況になっているのがとても残念だなというふうに思いました。

それで質問なんですけれども、まず、この通知を出している被保険者数がどのぐらいいて、実際に申請をしているのがどのぐらいになっているのか伺います。

○議長（森川雅之君） 執行部側の答弁を求めます。増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） すみません。お手元にある資料でお答えさせていただきますと、平成25年度が、6月の更新時でございますが、6万1,130人で、そのうち申請をしていただいた方が1万2,662人で、平成26年度につきましては6万2,825人に対しまして1万1,889人。この決定数につきましては3月末の時点で捉えております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） さらに質問ありますか。岩井友子議員。

○4番（岩井友子君） ありがとうございます。今伺ったとおり、対象になるのが6万人

台。ところが、実際に申請をして制度が利用できている人が1万1,000人、1万2,000人しかいないという実態があります。やはりこの背景は、わかりづらいということが非常に大きいんじゃないかと思います。ぜひこれについてはわかりやすい文書に——まずこの文書の一番の頭書きは、平成27年8月以降の医療費の負担割合についてという文書なんです。3割負担の方が1割負担になるので申請してくださいというふうにはっきり書いていないんですね。そこがわかりづらいなど。申請によって1割負担になるということが大きな字で一目でわかるような、特に高齢者の皆さんが実際に使う文書なので、ぜひそういう改善をしていただきたいと思います。

それで、実際に対象になる方というのは把握できているわけですね。申請用紙と一緒にいろいろ書類もつけなければいけないことになっているんです。でも、これは書類をつけなくても実際には把握されていることだから、確認のためだけだと思うんですね。簡単にするとしたら、例えば往復はがきで、とにかく申請をしてもらわないとこの制度が使えないという法律の縛りがあるのはよくわかるので、とにかく簡素化する、そういう改善についてぜひ検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（森川雅之君） 増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） 大変わかりづらいということで申しわけないと思っております。このようなことにつきましては、例年担当者、課長会議というのを設けておりますので、その席でまたお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） さらにありますか。岩井友子議員。

○4番（岩井友子君） それで、申請漏れになっている方々が5万人いらっしゃるんです。それぞれの自治体にすれば、それぞれの自治体ごとの数字が出るとは思いますけれども、こうした申請漏れになっている方々に対して働きかけをする、申請してくださいという声による働きかけもぜひあわせてやっていただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（森川雅之君） 要望でよろしいですか。

以上にて、岩井友子議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順に従い、野中眞弓議員。

〔52番 野中眞弓君 登壇〕

○52番（野中眞弓君） 大多喜町、野中でございます。一般質問させていただきます。

後期高齢者医療制度が始まって8年になります。8年になるのですが、果たして住民、

県民の皆さんに制度が知れ渡り理解されているかということになると、私たち議員や職員の皆さんは仕事として携わっていますが、私もそうですが、十分とは言えない。十分と言える自信はありません。

この制度が対象とする75歳以上の方々全員に理解をいただくということは難しいことですけれども、大筋の骨格ぐらいは納得していただけるようにしたい。そのためには、広報活動の大胆な改善を求めていきたいと思います。やっぱり広報活動の一番大きいものは連合だよりだと思うのですが、この連合だより、今までどのような点に努められてきたでしょうか。伺います。

2つ目として、連合だよりは内容的にはずっと改善されています。色彩も豊かではありますが、公務員でない市井の私どものような人間にとっては、文章、レイアウトがとっつきにくく、読む前に諦めてしまいます。内容的には健診のお誘いやジェネリックの紹介、あるいは医療費、保険料の減免、高額療養費がかかった場合、あるいは確定申告から還付金詐欺まで、読んで理解できればお役立ち記事が載っています。しかし、視力も読解力も衰えている高齢者に読んでいただけるかということ、なかなかそうはなっておりません。今、前の岩井さんが、この文章はやはり理解しがたいということをおっしゃっていましたが、高齢者に読んでいただくためには思い切って行政用語を使わない簡明な言い方、見やすいレイアウトに取り組んでもらいたいと思うのですが、どうお考えになるでしょうか。

それから、3点目ですが、75歳を迎え、新たに高齢者医療に加入する方々への対策に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

よく考えてみますと、ほとんどの住民は制度についてきちんと説明されたことがあるのでしょうか。制度提案の8年前、9年前にはマスコミも多少は報道しました。制度が発進してからは、マスコミも行政も住民にほとんど説明していません。役場の職員も、かわり合いのない職員はほとんど知りません。そういう状況の中で、ごく一般の高齢者が、75歳になるからといって町から、あるいは市から保険証やら手引のようなものが届く、保険料の納付書が届く。これ、何のことかわからない。混乱して当たり前ではないのでしょうか。少なくとも今、広域がすることは、入った人ではなくて加入前の年代に対して最低限の周知活動を丁寧に行っていくことが求められていると思いますが、いかがでしょうか。

大きな2問目は、先ほど谷岡議員から提案がありました、滞納者に対しては人を赴か

せて丁寧に説明をしたりしながら対応していくということも考えていただきたいということに対して、市町村から配慮をしていただくよう努力をしたいという答弁がありました。具体的にどのような努力を考えておられるのか、お伺いいたします。

以上4点です。ありがとうございます。

○議長（森川雅之君） ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田善康君） 野中議員の広域連合だよりの改善にかかわるご質問についてお答えします。

広域連合だよりについては、これまでも被保険者にわかりやすい紙面構成を目指して編集してまいりました。例えば、複雑な制度をなるべく専門用語などを使わないように説明するとともに、文字の大きさであるとか図・表などの配置を工夫しております。また、特に制度や保険料率の変更がある際などは注意して編集してきました。今後の紙面編集においても、よりよい方法があれば積極的に取り入れていきたいと考えております。

なお、加入前の年代への周知につきましては、平成25年度から県医師会や歯科医師会、薬剤師会に段階的にご協力いただきまして、病院や薬局の待合室などに広域連合だよりを設置していただくことで、さまざまな方の目に触れる機会をふやしております。

以上であります。

○議長（森川雅之君） 増淵資格保険料課長。

○資格保険料課長（増淵 正君） それでは、滞納者に対して集金と周知のための訪問を事業化するかということにつきましてご回答させていただきます。

広域連合と市町村との役割分担の中で、徴収事務や各種の申請書届出事務については、最も身近な市町村でお願いしております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） 再質問はありますか。野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 広報について、わかりやすいように努めているとおっしゃいましたけれども、本当に普通の75歳を過ぎた人たち、あるいは70歳前後の人たちが読んでわかりやすい広域だよりのように思っているのでしょうか。行政用語がバシバシといっぱい並んでいて、A3判の紙面にビタッと端から端まで文字が途切れることなく並び、全ての紙面を無駄にしないという配慮かもしれませんが、ほとんど空白、余白がなくて、しかも目が悪くなるのにカラーが非常にカラフルで虹色で、どこにポイントがあるのかなと思う。工夫はされているんだけど、高齢者の実態に合っていないと思

うんです。

それで、文書が大変難しいです。私が大胆にとここであえて言わせていただいたのは、普通、私たちが使う言葉でもって表現していただきたい。それを行政が今までなれた行政用語を使うことは、間違いがないし一番簡単なことだと思うんです。でも、間違いがないように普通の言葉を使うというのは大変難しいことだと思います。それがここまで簡略化していいのかと思うこともあると思うのですが、受け取る側の立場に立った表現に努めていただきたい。それを痛切にお願いいたします。少なくとも、個人的ですけれども、私が読みやすい程度のものにしていただけたらと願います。

それから、加入前の人たちに対しては、医療機関や薬局などに置いて読んでいただくようにしていると、それはそれなんですけれども、読みづらいものが置いてあってもなかなか読めません。ですから、それも含めて、やはり読みやすい——誰が読んでもではありません。高齢者が読んでわかりやすい連合だよりにしてください。

それともう一つ、一番の混乱、困るのは、先ほど谷岡さんからも出ました。加入時に混乱が起きているんです。それに対して大多喜町の担当課は工夫をしてくれています。連合から来るものって、こんなに小さい字で、資格取得のお知らせ、医療に関する法律第50条云々で被保険者となりますのでお知らせします、番号と名前と取得年月日の、この一覧表しか来ません。これじゃ何のことかわからない。それで、今まで町独自でピラをつくって入れました。これでも、私が75歳だったら、議会にかかわっていなかったらわかるかという、これもわからないということに恥を覚悟で暴露しまして、混乱が起きているのはこういうところにあるのでというので、今、もうちょっとわかりやすい第2弾をつくりまして、昨日あたり発送するものに同封しました。これからも改善していきましょうということなんです、こういうものを各自治体の独自の判断だけではなくて、各自治体から知恵を集めて、やっぱり広域が中心になって全県に広めていくということが必要なんじゃないでしょうか。いかが考えられますでしょうか。

○議長（森川雅之君） 執行部のほう、答弁できますか。湯川局次長。

○局次長兼会計管理者（湯川和光君） 先ほど来、各議員のほうからご指摘いただいていますように、文字の大きさだとか、あと平易な表記、そういったところは、我々が対象としております高齢者の方に対しまして非常にわかりやすく説明するためには大きなポイントだと考えておりますので、他の広域連合等の事例も踏まえた中で、今後検討し、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） 野中議員、さらに質問はありますか。よろしいですか。

以上で、野中眞弓議員の一般質問を終わります。

次に、通告順に従い、石井芳清議員の一般質問を許します。

〔53番 石井芳清君 登壇〕

○53番（石井芳清君） 御宿町、石井です。一般質問通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

本日、温かい血の通った広域行政に、同様な観点から、広報、特にホームページの充実を求める、その2点についてただしてまいりたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度であります。保険料は年金から天引きされる仕組みであり、過年度においては消費税8%増税と、一方で年金の切り下げ、そしてまた来年度からの改正におかれましては負担増、また政府においてはさらに消費税増という中で、本当に高齢者の方々が適正な医療を受けることができるのか、さらに人間らしい尊厳を持った生活ができるのか、大変心配なところでございます。そういう面では冷たい制度だというふうに理解をしております。せめて事務だけでも温かい血の通った制度運営を求めたいというふうに思います。

他の団体等では、印刷物やホームページなどに連合長の顔写真、それから挨拶などが掲載されておりますが、本連合もそのようにすべきと考えますが、連合長の見解を伺いたいと思います。

同様に、事務職員についてであります。数年で交代するというふうに伺っております。本日も説明員としてこのように職責と氏名が公開をされておりますが、やはり責任を持った事務の表明ということで、同様な処置については連合長はどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

2つ目に、ホームページの充実であります。廃止から一転して制度存続という中で、まだまだ本制度を知らない県民が多い中、前段者にもありましたが、紙ベースの広報の改善と充実は最重要な課題であるというふうに考えておりますが、新しい広報システムであるホームページの有効活用を提案をしたいと思います。

ホームページは、今、組織の顔、基本姿勢を示すものとなっており、世界的な大企業はもちろんのこと、自治体のホームページでも、そのホームページを見ると、おもしろいことをやっているな、この首長さんは随分苦勞されているなという中で、私ども議員

といたしましても、それでは視察に行こうかというふうに思うところがございます。特に本連合の被保険者は75歳以上の方々がメインでございます。その人たちのために適切、わかりやすいホームページというのが大事ではないかと考えるものであります。

全国の連合のホームページ、幾つか見させていただきましたが、群馬県の広域連合のホームページが大変よくできて研究がされているというふうに思っております。本連合の新しいホームページは、内部ではアクセスの統計がとれるシステムともなっておりますので、どのページのアクセス数が多いのかの統計でも判断ができるというふうに考えます。

2、各自治体の後期高齢者に対する情報、これは、先ほどもありますけれども、大変落差があります。本連合のホームページをポータルサイト、いわゆる玄関と申しましよるか、このようにして各自治体のトップページにバナー、こういう窓口の設置の依頼をしてはいかがかと考えます。特に本連合の「よくある質問」のコーナーは大変充実しており、私、議員となりまして、これは初めて見せていただきましたけれども、大変参考になります。一般事務においても、一度誤解が生じてからでは、誤解を解くだけで相当の時間を要するのが一般的だと考えます。特に本制度は新しい上に制度がよく変わるのので、今後とも充実を求めたいと思います。

次に3番目でありますが、懇談会等が設置されておりますが、連合や制度への一般の方からのご意見、ご要望の受け付け、そしてその公表が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

4番目、入札等、一定以上の契約事務についての公表について、最近公表を始めたようではありますが、この指針について伺いたいと思います。

5番目、医療機関の窓口とともに自治体への窓口を設置している連合もでございます。どのような事務がなされているのか承知をしておりますが、そのような考えはないのかどうか伺いたいと思います。

最後に、多言語表記について伺いたいと思います。

外国に長らく滞在して日本に帰ってこられる方もおられますし、そういうことも含めまして、今後多言語表記が必要というふうに考えますが、どのように考えるのか、お伺いをしたいと思います。

制度開始から8年、制度運用の苦勞は並大抵ではないと思われましても、全国の連合のホームページを見ても、ホームページの活用を初め、制度運用などさまざまな創

意工夫がなされております。国に対しての制度改善や県民に対しての医療福祉政策を司る千葉県とのより密接な協力・共同を初め、全国の先進事例にも学びながら、本連合の責務である安心して医療が受けられる制度の円滑かつ安定的な運用の実現を求めて1回目の質問を終わります。

○議長（森川雅之君） 執行部の答弁を求めます。志賀広域連合長。

○広域連合長（志賀直温君） ホームページに管理者の顔写真、あるいはプロフィールをどうかということですが、これについては、私が個人的にどうのこうののではなく、この仕事は機関として行っておりますので、機関としての考え方を担当のほうから今述べさせます。

○議長（森川雅之君） 嶋田総務課長。

○総務課長（嶋田善康君） 印刷物やホームページなどについて、血の通った事務をすべきではないかといったご質問だと思いますけれども、印刷物やホームページなどにつきましては、他県の事例などを参考にしながら、少しでもよいものとなるように今後研究してまいります。

続きまして、ホームページの有効活用についてのご質問ですが、あわせてお答えさせていただきますけれども、まず、各市町村に対しましては、それぞれの自治体のホームページに広域連合へのリンクの掲載などをしてもらおうといった対応を検討させていただきたいと思います。

また、一般の方からのご意見等につきましては、ホームページで受け付けられるような仕組みになっておりまして、可能な限り回答するなどの対応をしているところでございます。

また、自治体への専用窓口につきましては、業務専用のシステムがございまして、こちらがこの機能を果たしております。

また、多言語表記につきましては、費用等の問題もありまして、今すぐといった対応は考えておりません。

また、そのほかを含めて、各種情報の公表も含めまして、今後ともホームページの有効活用について努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（森川雅之君） さらに質問はありますか。よろしいですか。

再質問ないようですので、以上で、石井芳清議員の質問を終わります。

続きまして、通告順で、谷岡 隆議員の一般質問を許します。

[14番 谷岡 隆君 登壇]

○14番（谷岡 隆君） 本日最後となりましたが、一般質問を行わせていただきます。習志野市の谷岡 隆です。

第1に、被保険者の保険料の負担軽減、国の財政措置などについて、今年度、全国後期高齢者医療広域連合協議会、または千葉県後期高齢者医療広域連合から国に対して出した要望について伺います。

第2に、平成28年度から29年度の保険料率算定に当たっての基本的な考え方について伺います。

第3に、保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画の作成状況と、その特徴について伺います。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（森川雅之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。鈴木事務局長。

○局長（鈴木一郎君） 私からは、谷岡議員の質問の2点についてお答えを申し上げます。

まず1点目でございます。全国協議会への要望事項についてのご質問でございますが、全国協議会から国への要望につきましては、毎年春と秋の年2回要望しております。今年度も6月と、それから今月、11月12日に要望書を提出してきているところでございます。

最近出した今年度の秋の要望の主な内容について申し上げますと、1点目は保険料軽減特例措置について現行制度を維持すること、また、やむを得ず見直す場合につきましては激変緩和措置などを講じること、それから、2点目として、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますけれども、これに係る広域連合の経費に対して所要の国庫補助を行うことなども要望しております。

それから、2点目の質問でございます。28年度、29年度の保険料算定についての基本的な考え方についてのご質問でございますが、2年おきに保険料を算定しておりまして、今年度が28年度、29年度の保険料率の算定の年に当たっております。基本的には医療給付費等の費用を適切に見込んだ上で国・県・市町村負担金や後期高齢者交付金等の収入額に照らして、2年間を通じた財政の均衡を保つことができるように保険料率を定めることを基本的な考え方としております。また、保険料調整基金につきましては全額活用することとして、保険料率の上昇を最大限抑制をするという方針でございます。

以上の方針を前提として、被保険者の負担をなるべく抑えられるように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） 山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 私のほうからは、保健事業の実施計画、データヘルス計画についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、データヘルス計画は、私どものような広域連合などの保険者が行う保健事業の実施計画として策定するものであります。平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略というところにおいて、各保険者において策定することが求められたところであります。

当広域連合におきましては、昨年度から鋭意作業を進めてまいりましたが、今年度、国保連合会のほうに設置されております保健事業の支援・評価委員会というところがございます。そのワーキンググループの支援を受けまして、このたび骨子案というところがまとまったところであります。

計画の特徴といたしましては、計画の期間を、実施計画でありますから短期のものでありまして、今回の計画については28年、29年の2年間といたしまして、さまざまな健康・医療情報の分析から見えてきた健康課題の解決に向けまして、健康診査の受診率の向上と歯科健康診査の実施という2つの事業を進捗管理すべき計画事業として位置づけたところであります。

今後につきましては、12月にもう一回最終的な支援・評価委員会というところがありますので、そこに支援をいただきまして、計画案として確定した段階で議員の皆様方にも配布させていただきながら、パブリックコメントを行いまして年度内の策定を予定しておるところでございます。

以上であります。

○議長（森川雅之君） 再質問はありますか。谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） どうもありがとうございます。

それでは、まず、全国協議会の国への要望書、これについては、議案質疑でも取り上げた財政安定化基金の活用など、私も同意見のものが多くあります。それで、地元の習志野市として特に重視している要望というのが、項目5の低所得者等に対する保険料軽減特例措置、いわゆる9割軽減、8.5割軽減といった現行制度の維持です。

本日、この出席に当たりまして、私、習志野市の担当部長とも話をしてきましたんですが、特に低所得の被保険者の生活への影響で市担当部が最も心配していることが、この特例軽減がなくなってしまうというところなわけですね。それは恐らく他の市町村でも同じではないかと思います。現在、報道機関を通じた情報ばかりが流れてくるのですが、千葉県広域連合でつかんでいる国の最新の動向についてまずお伺いします。

また、国への要望書では、やむを得ず見直す場合は激変緩和措置を講ずると書いてありますが、私は、この現行制度は堅持するという点を譲るべきではないと考えています。全国協議会も同じ気持ちだとは思いますが、志賀広域連合長におかれましても、同時に東金市長として現場の市民の皆さんの前に、市民の生活を守っていくという中で、非常に心配されていることではないかと思います。第1に、特例軽減措置を継続し、今後も国においてその財源を確保すること、第2に、特例軽減措置の内容が継続されても、その財源を地方が拠出することがないようにすること、この点では私も全国協議会も気持ちは同じなのではないかと思います。その点で、全国協議会副会長である志賀広域連合長のお考え、決意をお伺いしたいと思います。

次に、今日、一般質問の準備をするに当たって、全国協議会の資料というのを読んできました。残念ながら、千葉県広域連合のホームページ、先ほどから話題になっていますけれども、去年までの要望しかアップされていないみたいなんですね。全国のを見ても、最新の大体6月までが載っていますね。それだけではなく、実は佐賀県広域連合を見ると、全国の協議会の会議で出された資料から会議録まで、恐らくほとんど全てホームページにアップされています。これは、高齢者向けというよりは、後期高齢者医療制度に関心のある方、どう制度をよくしていけばいいだろうかと関心のある方や、職員、議員、そういった人たちが制度のあり方を考える上で、こういった全国協議会の資料というのが見られるようにしておくというのが大切なことだと思います。全国協議会のホームページってないんですね。やはりそれは、各都道府県で自分が得たもの、公表可能なものはホームページにアップをして県民の皆さんに示していくということが必要だと思うんですが、そういった点で改善を求めたいというのが次の質問です。

では、まとめて質問してしましますが、次に、データヘルス計画に基づく保健事業としては、10月23日の千葉県広域連合の有識者の懇談会の会議録によりますと、健康診査受診率の向上と口腔機能向上のための歯科健康診査事業に集中的に取り組むとされています。私も、この2つはとても重要だと思います。このうち歯科健康診査事業は新規事

業となりますが、平成28年度実施に向けた準備状況と課題について伺います。特に私の問題意識としては、県歯科医師会との委託方式で実施されるとされていますが、市町村の歯科医師会との関係で準備がうまく進んでいるのだろうかという点を中心に伺いたいと思います。

あと、これについては、議事録を読みますと76歳になる方のみというような書かれ方なのですが、76歳以上という意味なのか、76歳だけということなのか、その点もあわせて伺いたいと思います。

最後に、来年度の保険料改定については、これは要望にとどめますが、仮にこのまま消費税10%が実施されますと、保険料率の上昇要因にもなれば、被保険者の生活にも大打撃になります。財政安定化基金の活用など、上昇抑制に向けてあらゆる手を尽くしていただきたい。2年前はちょっとがっかりしてしまったんですが、今度は県にも強く要請して保険料の上昇抑制に取り組んでいただきたいと、これは要望とさせていただきます。

以上、再質問です。

○議長（森川雅之君） 執行部の答弁を求めます。志賀広域連合長。

○広域連合長（志賀直温君） まず私から、国に対する要望ということでお答えいたします。

このところずっと全国後期高齢者医療広域連合協議会のほうから国のほうへ要望をしてきております。その中では、先ほど議員がおっしゃったような言い方でやってきているわけですが、これは1つは持続可能な制度として存続させることという前提がある、そういった中での文言の選び方だというふうに私は思っております。ですから、これはここで決めるのではなくて、国の協議会で決まることとさせていただきますので、今後についても国に対する要望ということは続けていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森川雅之君） 鈴木事務局長。

○局長（鈴木一郎君） ご質問の保険料軽減特例措置に係る国からの最新の情報はどうかということとさせていただきますけれども、残念ながら我々にも新しい情報は入っておりません。前提としては、皆様ご案内のとおり、今年の1月に政府の設置しております社会保障制度改革推進本部において、この軽減特例措置、これは法定措置じゃなくて毎年の予算措置で軽減特例の予算がつけられているということなのですが、ここについては平成29年

度から段階的に廃止するということが決定されたということだけであって、どういうふうに段階的に廃止していくのかという内容については、今のところ不明という状況でございます。

それから、ホームページの関係で、佐賀県のホームページをご覧ください、最新の情報が入っているというご質問ですけれども、佐賀県は全国47都道府県広域連合で設置しております全国協議会の会長県ですね。会長を佐賀県の多久市の横尾市長さんがやっています。その全国協議会の事務局を佐賀県の広域連合がやっていると、そういう関係で最新情報が常に入手できるということで、ホームページに逐一出ているということだと思いますけれども、千葉県も今後できる限り最新情報についてはホームページのほうにアップしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森川雅之君） 山田給付管理課長。

○給付管理課長（山田利朗君） 歯科健診について端的にお答えします。

市町村の歯科医師会ということなんですが、上下関係ではないんですけれども、県の歯科医師会と連携をとっていただいて、今、地区のブロックごとに、高齢者の口腔機能とかに特化した部分もありますので、研修会などを開いていただいて十分連携してやっているということでもあります。

76歳限定なのかというのは、初めは76歳、後期にいらっしゃった中でも1階層だけでやって、またそれがうまくどんどん回っていくようであれば80歳とか全体とかというふうに広げてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（森川雅之君） さらに質問はありますか。時間がないようですので。

○14番（谷岡 隆君） 時間がありませんので、今の76歳の件なんですけれども、1歳だけやっても仕方がないことだと思いますので、それはぜひ、非常にいい施策だと思いますので、より年齢を広げてやっていただくよう要望して質問を終わります。

○議長（森川雅之君） 要望で、谷岡議員の質問は終わらせていただきます。

〔「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川雅之君） どうぞ。

○4番（岩井友子君） 現在、出席数が27名だと思うんですけれども、定数が54名のところ27名しかおりません。会議が成立しているのかどうか確認願います。

○議長（森川雅之君） 高橋議会事務局長より説明させます。成立しております。

先ほど実は確認しまして、私も入れて29名おりますので、過半数に達しております。

○4番（岩井友子君） 今何人ですか。

○議会事務局長（高橋 功君） 1時に再開したときに確認して29名、現在も29名おります。

○議長（森川雅之君） 誰も退席しておりませんので、退席しようとしたら私からご注意を差し上げるつもりでございましたので、大丈夫でございます。

○議会事務局長（高橋 功君） 定足しております。

○議長（森川雅之君） よろしいですか。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（森川雅之君） それでは、これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

以上をもちまして、平成27年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会の定例会を閉会します。

皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で閉会といたします。

閉会 午後 1時49分

議 長 森 川 雅 之

署 名 議 員 西 村 敦

署 名 議 員 岩 井 友 子



議案等議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の認定について	平成27年11月18日	認定
議案第 2号	平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合 特別会計歳入歳出決算の認定について	平成27年11月18日	認定
議案第 3号	平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第1号)	平成27年11月18日	原案可決
議案第 4号	平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合 特別会計補正予算(第2号)	平成27年11月18日	原案可決

